

## ライフサイクルでみる健康保険 入社から退職まで

### 入社したとき

#### 【健康保険組合に加入】

- ・「保険証」が交付されます。
- ・「健康保険料」の負担額が決められ、毎月の給与および賞与から納めます。



### 結婚したとき

#### 【配偶者を扶養家族にする】

- ・健康保険組合に加入するには、「被扶養者（異動）届」等を提出し、認定を受けます。
- ・20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第3号被保険者に該当するため、「被扶養者（異動）届」と同時に「国民年金第3号被保険者関係届」を提出します。



#### 【氏名が変わった】

- ・「氏名変更届」に保険証を添えて、健康保険組合に提出します。

### 子の誕生

#### 【本人が出産】

- ・出産のため会社を休み給与を受けられないときは、「出産手当金」が受けられます。
- ・「出産育児一時金」が受けられます。
- ・産前産後、育児休業期間中は、申請により健康保険料の負担が免除されます。



#### 【家族が出産】

- ・「家族出産育児一時金」が受けられます。

#### 【出生児を扶養家族にする】

- ・健康保険組合に加入するには、「被扶養者（異動）届」等を提出し、認定を受けます。

### 40歳になったとき

#### 【介護保険に加入】

- ・「介護保険料」の負担額が決められ、健康保険料と併せて毎月の給与および賞与から納めます。



### 扶養家族の増減

#### 【配偶者の退職などで、扶養家族が増える】

- ・健康保険組合に加入するには、「被扶養者（異動）届」等を提出し、認定を受けます。

#### 【配偶者の再就職、子の就職などで、扶養家族が減る】

- ・健康保険組合に「被扶養者（異動）届」と保険証を提出し、被扶養者削除の手続きを行います。

### 退職するとき

#### 【新たに加える医療保険制度の決定】

- ・健康保険組合に保険証を返却します。
- ・健康保険組合に所定の手続きをすれば、引き続き「任意継続被保険者」として加入できます。

### 65歳になったとき

#### 【介護保険の加入のしかた変更】

- ・介護保険の第1号被保険者となり、「介護保険証」が交付されます。
- ・介護保険料は、年金から天引きか、市区町村へ直接納めます。

### 70歳になったとき

#### 【医療保険の自己負担割合変更】

- ・加入している医療保険から「高齢受給者証」が交付され、自己負担割合が2割（現役並所得者は3割）になります。



### 75歳になったとき

#### 【後期高齢者医療制度に加入】

- ・広域連合（市区町村）から「保険証」が交付されます。
- ・今まで加入していた医療保険から離れて、加入者全員が保険料を納めます。
- ・自己負担割合は1割（現役並所得者は3割）
- ・保険料は年金から天引きか、市区町村へ直接納めます。

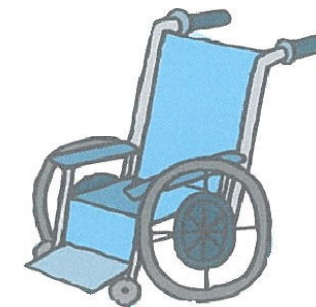
## 日常のできごとから

### 業務外で病気がけがをしたとき

- ・保険医療機関で、治療に必要な医療を受けたときは、3割（小学校入学前は2割、70歳以上は原則2割）負担で受けられます。
- ・入院したときには、食費として1食360円（1日3食を限度）を負担します。65歳以上の方が療養病棟に入院した場合、1食460円（1日3食を限度）と1日3200円の居住費も負担します。
- ・接骨院、はり・灸、あんま、マッサージなどにかかったときは、原則として施術費全額を立て替え払いし、払い戻し（「療養費」）を受けます。
- ・コルセットやギブスを作った場合は、費用全額を立て替え払いし、払い戻し（「療養費」）を受けます。
- ・先進医療等を受けたり、差額ベッドで入院したりしたときは、保険のワク内は3割（小学校入学前は2割、70歳以上は原則2割）負担し、保険のワク外は全額自己負担します。
- ・訪問看護ステーションから、訪問看護を受けたときは、3割（小学校入学前は2割、70歳以上は原則2割）負担で受けられます。
- ・交通事故があったときは、健康保険で治療を受けられますが、健康保険組合に「第三者行為による傷病届」等を提出する必要があります。

### 医療費が高額になったとき

- ・自己負担額が高額になったときには、「高額療養費」が受けられます。（事前に健康保険組合から「限度額適用認定証」の交付を受けておくと、自己負担額が高額療養費の自己負担限度額までで済むようになります。）
- ・介護保険と健康保険の自己負担額が高額になったとき「高額介護合算療養費」が受けられます。
- ・1年間の自己負担額が一定額を超えたときには、「医療費控除」が受けられ、税金が払い戻されます。



### 業務外の病気がけがで会社を休み給与を受けられないとき

- ・生活補償として、「傷病手当金」が受けられます。

### 亡くなったとき

- ・本人が亡くなったときには「埋葬料」が、家族が亡くなったときには「家族埋葬料」が支給されます。